

解体工事の内訳書書式及び数量積算基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>解体工事の内訳書書式及び数量積算基準</p> <p>1. 解体工事内訳書の構成 (略)</p> <p>2. 種目別内訳書 (略)</p> <p>2.1.2 共通仮設費 共通仮設費は、共通費基準及び基準等資料のとりこわし工事の規定による。 石綿含有建材の事前調査については、工事に先立ち設計業務等で行った事前調査結果の貸与及び設計図書への明示等により石綿の有無について情報提供されることを前提として実施される「必要な知識を有する者」による石綿等の有無の事前調査（書類や目視等で行う調査）の費用及び元請業者による事前調査結果の官公署への報告の費用は、共通費率（共通仮設費及び現場管理費）に含まれる。なお、分析による調査は含まれないため、分析が必要な場合は、共通費基準に従い別途積上げること。</p> <p>2.1.3 現場管理費 現場管理費は、共通費基準及び基準等資料のとりこわし工事の規定による。</p>	<p>解体工事の内訳書書式及び数量積算基準</p> <p>1. 解体工事内訳書の構成 (略)</p> <p>2. 種目別内訳書 (略)</p> <p>2.1.2 共通仮設費 共通仮設費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 共通仮設費率 解体工事は、基準等資料第3編第1章8を準用し、「その他工事」として取り扱う共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。 ただし、アスベスト含有建材処理工事（集積、積込、運搬を含む。以下、略する。）や直接仮設（解体用）等「とりこわし工事」として取り扱わない工事については、一般工事（新営建築工事）として取り扱い、基準等資料第3編第3章2（1）イ（二）を準用し算出する。また建設副産物処理費用については計上しない。なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第3章2（1）イ（二）を準用する。</p> <p>b. 率に含まれない共通仮設費 共通仮設費率に含まれない共通仮設費は、別途積み上げにより計上する。計上する場合は、設計図書で明記するか、条件明示する。 積み上げが必要な共通仮設費は、基準等資料第3編第3章2（1）ロによる。 積み上げによる共通仮設費は一般（改修建築）工事の共通仮設費とし計上するが、解体工事を一般工事に含めて発注する場合は基準等資料第3編第3章2（1）イ（二）による。</p> <p>2.1.3 現場管理費 現場管理費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 現場管理費率 解体工事は、基準等資料第3編第1章8を準用し、「その他工事」として取り扱う現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。 ただし、アスベスト含有建材処理工事や直接仮設（解体用）等「その他工事」として取り扱わない工事については、一般（改修建築）工事として取り扱い、基準等資料第3編第4章2（1）イ（八）を準用し算出する。建設副産物処理費用については計上しない。なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第4章2（1）イ（八）を準用する。</p> <p>b. 率に含まれない現場管理費 現場管理費率に含まれない現場管理費は、別途積み上げにより計上する。計上する場合は、設計図書で明記するか、条件明示する。 積み上げが必要な現場管理費は、基準等資料第3編第4章2（1）ロによる。 積み上げによる現場管理費は一般（改修建築）工事の現場管理費とし計上するが、解体工事を一般工事に含めて発注する場合は基準等資料第3編第4章2（1）イ（八）による。</p>

解体工事の内訳書書式及び数量積算基準 新旧対照表

改正後					改正前						
2.1.4 一般管理費等 (略)					2.1.4 一般管理費等 (略)						
4.3.2 内訳書標準書式 内訳明細書(例)					4.3.2 内訳書標準書式 内訳明細書(例)						
	名称	摘要	数量	単位	備考		名称	摘要	数量	単位	備考
3	電気設備解体 (照明器具) 蛍光灯	FL 40Wx2/逆富士	5	台		3	電気設備解体 (照明器具) 蛍光灯	FL 40Wx2/逆富士	5	台	
	ダウンライト (盤類)	1L 100W	3	台			ダウンライト (盤類)	1L 100W	3	台	
	分電盤	L-1	2	面			分電盤	L-1	2	面	
	中央監視盤		1	面			中央監視盤		1	面	
	計						計				
(略)					(略)						
4.5 内・外装解体					4.5 内・外装解体						
4.5-1 内部造作材解体 内装材は、刊行物単価等を利用し、内部造作解体として床面積単位で積算する。 この場合についても、産業廃棄物処理については、木材、金属くず、石膏ボード、廃プラスチック等に分類し計上する。 刊行物単価には、通常想定される内装材(下地・仕上げとも)及び内外部建具は含まれているが、特殊なユニット(書架、実験台等)は含まれていないので、別途計上する。 また、W造の躯体解体の刊行物単価に内部造作材解体が含まれている場合は、計上しない。					4.5-1 内部造作材解体 内装材は、刊行物単価等を利用し、内部造作解体として床面積単位で積算する。 この場合についても、産業廃棄物処理については、木材、金属くず、石膏ボード、廃プラスチック等に分類し計上する。 刊行物単価には、通常想定される内装材(下地・仕上げとも)及び内外部建具は含まれているが、特殊なユニット(書架、実験台等)は含まれていないので、別途計上する。 また、W造の場合は躯体解体の刊行物単価に含まれているので、計上しない。						
4.5-1.1 積算 (略)					4.5-1.1 積算 (略)						
4.5-2 外装材解体 外装材解体については、W造、S造の場合、刊行物単価の上屋解体に含まれている場合は計上しない。 また、RC造等でタイル及びモルタル類の仕上材、カーテンウォール等、躯体と別途解体するものがある場合は、別途計上する。 産業廃棄物処理費は、想定数量を計測し計上する。					4.5-2 外装材解体 外装材解体については、W造、S造の場合は刊行物単価の上屋解体に含まれているので計上しない。 また、RC造等でタイル及びモルタル類の仕上材については躯体と一緒に解体するので解体費を計上しないが、カーテンウォール等、躯体と別途解体するものがある場合は、別途計上する。 産業廃棄物処理費は、想定数量を計測し計上する。						
4.6 屋根葺材等解体 (略)					4.6 屋根葺材等解体 (略)						
4.6.1 積算 (2) 屋根材解体					4.6.1 積算 (2) 屋根材解体						

解体工事の内訳書書式及び数量積算基準 新旧対照表

改正後	改正前																																																		
<p>屋根材解体については、W造、S造の場合、刊行物単価の上屋解体に含まれている場合は、計上しない。産業廃棄物処分費については、屋根材の種類に応じ適切に計上する。</p>	<p>屋根材解体については、W造、S造の場合は刊行物単価の上屋解体に含まれているので計上しない。産業廃棄物処分費については、屋根材の種類に応じ適切に計上する。</p>																																																		
<p>4.7 躯体解体 (略)</p>	<p>4.7 躯体解体 (略)</p>																																																		
<p>4.7.1 積算</p>	<p>4.7.1 積算</p>																																																		
<p>(1) RC造、SRC造躯体解体 躯体解体については、構造部材と非構造部材(土間)に分けて体積m³で積算し、原則刊行物単価を使用する。 また、鉄筋は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱うこととする。 なお、躯体に接着又は打ち込まれた断熱材は、別途積算する。</p>	<p>(1) RC造、SRC造躯体解体 躯体解体については、構造部材と非構造部材(土間)に分けて積算し、原則刊行物単価を使用する。 解体数量は、躯体体積m³で計上する。 また、鉄筋は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱うこととする。</p>																																																		
<p>(2) S造躯体解体 躯体解体については、非構造部材も含め使用鋼材量に応じ延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。 なお、刊行物単価に屋根及び外壁の撤去費が含まれている場合は、計上しない。 また、鉄骨は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱う。</p>	<p>(2) S造躯体解体 躯体解体については、非構造部材も含め使用鋼材量に応じ延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。 なお、刊行物単価には屋根及び外壁の撤去費は含まれているので、計上しない。 また、鉄骨は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱う。</p>																																																		
<p>(3) W造上屋解体 上屋解体については、延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。 なお、刊行物単価に屋根、外壁及び内部造作材の撤去費が含まれている場合は、計上しない。</p>	<p>(3) W造上屋解体 上屋解体については、延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。 なお、刊行物単価には屋根、外壁及び内部造作材の撤去費は含まれているので、計上しない。</p>																																																		
<p>(4) 基礎解体 基礎解体については、基礎体積m³で積算し、原則刊行物単価を使用する。 ただし、W造の場合は、刊行物の規格・仕様に合うものから単位(m²、m³)を選択する。 なお、基礎部分については、原則、解体前に現地で確認された数量に応じ設計変更を行う。 この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督職員の確認を受ける。</p>	<p>(4) 基礎解体 基礎解体については、基礎体積m³で積算し、原則刊行物単価を使用する。 ただし、W造の場合は1階床面積で積算する。 なお、基礎部分については、原則、実数量に応じ設計変更を行う。この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督員の確認を受けるものとする。</p>																																																		
<p>(5) 地業解体 割石地業、砂利地業(再生クランチャーを含む。)は解体しない。ただし、最大粒度が40mmを超える場合は全て撤去する。 また、ラップコンクリートについては、基礎体積m³で積算する。 なお、ラップコンクリートについては、原則、解体前に現地で確認された数量に応じ設計変更を行う。 この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督職員の確認を受ける。</p>	<p>(5) 地業解体 割石地業、砂利地業は解体しない。ただし、最大粒度が40mmを超える場合は全て撤去する。 ラップコンクリートについては、基礎体積m³で積算する。 なお、ラップコンクリートについては、原則実数量に応じ設計変更を行う。この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督員の確認を受けるものとする。</p>																																																		
<p>4.7.2 内訳書標準書式 内訳明細書(例)</p>	<p>4.7.2 内訳書標準書式 内訳明細書(例)</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>摘要</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 RC造躯体解体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>躯体解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>200</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート土間解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>100</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>45.5</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	数量	単位	備考	7 RC造躯体解体					躯体解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	200	m ³		コンクリート土間解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	100	m ³		基礎解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	45.5	m ³		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>摘要</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 RC造躯体解体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>躯体解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>200</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート土間解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>100</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎解体</td> <td>鉄筋分別・発生ガ^ラ積込み共</td> <td>45.5</td> <td>m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	数量	単位	備考	7 RC造躯体解体					躯体解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	200	m ³		コンクリート土間解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	100	m ³		基礎解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	45.5	m ³	
名称	摘要	数量	単位	備考																																															
7 RC造躯体解体																																																			
躯体解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	200	m ³																																																
コンクリート土間解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	100	m ³																																																
基礎解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	45.5	m ³																																																
名称	摘要	数量	単位	備考																																															
7 RC造躯体解体																																																			
躯体解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	200	m ³																																																
コンクリート土間解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	100	m ³																																																
基礎解体	鉄筋分別・発生ガ ^ラ 積込み共	45.5	m ³																																																

解体工事の内訳書書式及び数量積算基準 新旧対照表

改正後						改正前					
	計						計				
4.8	杭解体	(略)				4.8	杭解体	(略)			
4.8.1	積算	杭解体は、解体工法の実情に応じ、施工費及び機械器具損料等を1式計上する。 なお、杭については、原則、 解体前に現地で確認された 数量に応じ設計変更を行う。この場合、事前に数量の計測を行い、 監督職員 の確認を受ける。 (以下、略)				4.8.1	積算	杭解体は、解体工法の実情に応じ、施工費及び機械器具損料等を1式計上する。 なお、杭については、原則 実 数量に応じ設計変更を行う。この場合、事前に数量の計測を行い、 監督員 の確認を受ける ものとする 。 (以下、略)			
付則	この基準は令和 6年 4月1日以降に起工する工事に適用する。					付則	この基準は平成30年 7月1日以降に公告又は通知する工事に適用する。				
<p><共通事項> 「アスベスト」の呼称を「石綿」に統一する。</p>											